

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考		
				付託委員会	議決	付託委員会	議決			
27	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六一、〇三三	六一、〇三三（予）	六一、三三八 可決	六一、三三九 可決	六一、〇三三 可決	六一、三三九 可決	六一、三三二 可決	
28	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一〇三二	一〇三二（予）	一一、三八 可決	一一、三九 可決	一〇三二 可決	一一、三九 可決	一一、三二 可決	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（關法第二七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおり
である。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十一年四月一日にさかのぼって

行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の給与改定及び人事院勧告の妥当性、判事補の初任給のあり方、裁判官の報酬における上厚下薄の傾向等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、両法案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、昭和六十一年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

上掲委員長報告参照